

企業向け支援事業 (人材確保・職場環境整備) のご案内

職場の環境整備 (助成金等)

- ④ 企業主導型保育施設設置促進助成金
- ⑤ テレワーク導入促進整備補助金
(はじめてテレワーク)
- テレワーク活用・働く女性応援助成金
- ⑥ テレワーク活用推進コース
- ⑦ 女性の活躍推進コース
- ⑧ 働くパパママ育休取得応援奨励金
- ⑨ 介護休業取得応援奨励金
- ⑩ 働き方改革支援事業
- ⑪ ワンストップ相談窓口の設置

人材確保 (サービス)

- ① 人材確保支援事業
 - ・相談窓口
 - ・採用コンサルティング支援
 - ・セミナーの開催
- ② 団体別採用カスパイラルアップ事業
- ③ 企業による保育施設設置支援事業
 - ・相談窓口
 - ・「企業主導型保育施設」の共同利用情報の提供
 - ・セミナー・企業見学会の開催
 - ・共同利用マッチング会の開催

企業の「人材確保・人材活用」に関する
お悩みや課題解決をサポートします!

ご利用
無料

1. 人材確保相談窓口

専任の相談員が、採用活動に関する様々なお悩みやご要望をお伺いし、労働市場の現状や採用活動に関する基礎知識等の助言を行います。

また、「採用コンサルティング支援」や「人材確保セミナー」、東京都等が実施する企業向け支援事業等、「採用力向上」に向けて適切な支援メニューをご案内いたします。

利用時間 平日 9:00～17:00(事前予約制) ※土日祝日、年末年始は休業

☺️ 窓口利用企業

- ・採用の現状について教えていただくとともに、採用活動のポイントや他機関の支援サービス等の情報が参考になった。
- ・自分では整理できていない課題点を指摘いただき、採用への道筋が見えてきた。



外国人材採用専門相談窓口を開設しました

外国人雇用に精通した専門相談員が、外国人材の採用や活用に関して課題の洗い出しや助言、他機関における支援サービスの情報提供等を行います。

利用時間 毎週木曜日 13:00～17:00(事前予約制) ※祝日、年末年始は休業

利用方法 電話又はホームページよりお申込みください

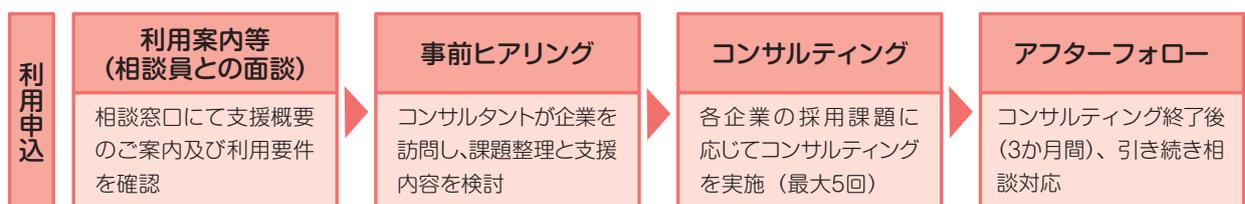
☎ 03-5211-2174

HP <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/saiyo-sodan/jinzaikakuho.html>

2. 採用コンサルティング支援

「採用コンサルタント」が企業を訪問し、採用に関するお悩みや課題解決に向けたアドバイスを行う等、コンサルティングを実施し(最大5回)、「採用力向上」を支援いたします。

●ご利用の流れ



※コンサルティングご利用企業には、ご希望に応じて、「都内ハローワーク」や「しごとセンター」等の公的機関への求人申込サポートや合同面接会のご案内などもいたします。

●採用課題と支援内容例

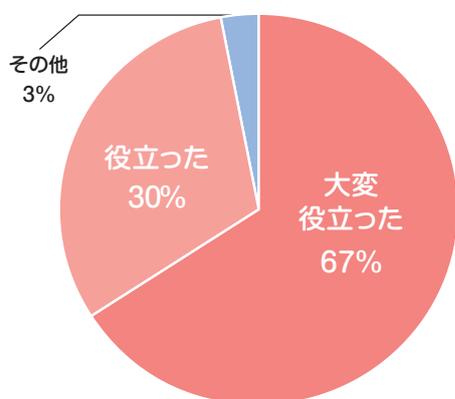
課 題	支 援 内 容
求人を出しても応募がない	○自社の魅力の棚卸(他社との差別化) ○求職者の目に留まる求人票の書き方
面接しても辞退されてしまう	○応募者の本音を引き出す面接方法 ○入社意欲を高める面接コミュニケーション
採用しても長続きしない	○募集人材要件の整理 ○適性や能力を見極める面接方法

対象企業

- 東京都内に本社または主たる事業所があり、常時雇用する労働者が300名以下であること
- 正社員、契約社員(正社員登用の制度があること)の求人を出している又は出す予定があること 等

コンサルティング終了企業の97%が「自社の採用に役立った」と評価! (平成30年度実績)

コンサルティング終了後アンケート



😊コンサルティング終了企業

- ・採用業務について社内に相談できる人もなく、行き詰まっていた状態でしたが、採用から入社後のフォローまで、気軽に相談できアドバイスをいただきました。
- ・ニーズにマッチしない人材を採用しては退職を繰り返すことが続いていたので、採用基準が明確になり育成や定着につなげていくことへの希望が生まれました。

よくあるご質問

Q 採用コンサルティングの期間はどのくらいでしょうか？

A 一般的に2週間に1回程度のペースでコンサルティングを実施し(最大5回まで)、お申込みからコンサルティング終了まで平均3か月程度です。また、コンサルティング終了後3か月間、アフターフォロー期間として引き続き、ご相談いただけます。

Q 人材の紹介や斡旋をしてくれるのでしょうか？

A 本事業では人材の紹介や斡旋は行っておりません。ご希望に応じて都内ハローワークや東京しごとセンター等の公的支援機関を活用した求人申込みのサポートを行っています。

3. セミナーの開催

人材確保に不安や悩みを抱える中小企業を対象に、「中小企業ならではの」人材確保策等についてセミナーを開催します。自社の採用に関する課題整理や新たな人材確保策を検討する機会としてぜひご利用ください。

ご利用
無料

●人材確保セミナー(年14回)

中小企業における人材確保の現状や課題、取組むべき対応策等、人材確保に資するセミナーを開催します。

採用ノウハウセミナー	若年者採用セミナー
実践的な採用ノウハウについて ○求職者から選ばれる求人票 ○入社意欲を高める面接の極意 等	若年者採用のポイント ○若年求職者を取り巻く労働市場の動向 ○ウェブサイトやSNS等を活用した採用活動 等

●多様な人材活用セミナー(年7回)

人材確保策の「新たな一手」として、女性やシニア世代等、多様な人材活用の有効性や採用手法等に関するセミナーを開催します。

女性の採用・活用セミナー	シニア人材の採用・活用セミナー
育児等で時間に制約がありつつも、高い能力や経験を持つ女性を採用・活用する際のポイント等	豊富な知識や経験を持つシニア人材を自社にマッチした即戦力として活用する際のポイント等

対象企業

- 東京都内に本社または主たる事業所があり、常時雇用する従業員数が300名以下の企業

😊セミナー参加企業

- ・求人票が自社の魅力を伝えるツールという視点を持たた。改めて求職者に伝わる求人票になるよう、採用担当者だけでなく社員全体を巻き込んで見直していきたい。
- ・女性やシニアの活躍については、報道を通じて知っていたが具体的な事例を伺うことができイメージしやすかった。視点を変え、会社全体の業務を見直しながら、対応できる人材の募集を検討したい。



★セミナーの開催日時、会場等の詳細は下記ホームページでご確認ください。
ホームページよりお申込み可能です。

🖥️ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/overview/jinzaikakuho-semina.html>

☎️お問い合わせ 人材確保支援担当：TEL 03-5211-2174

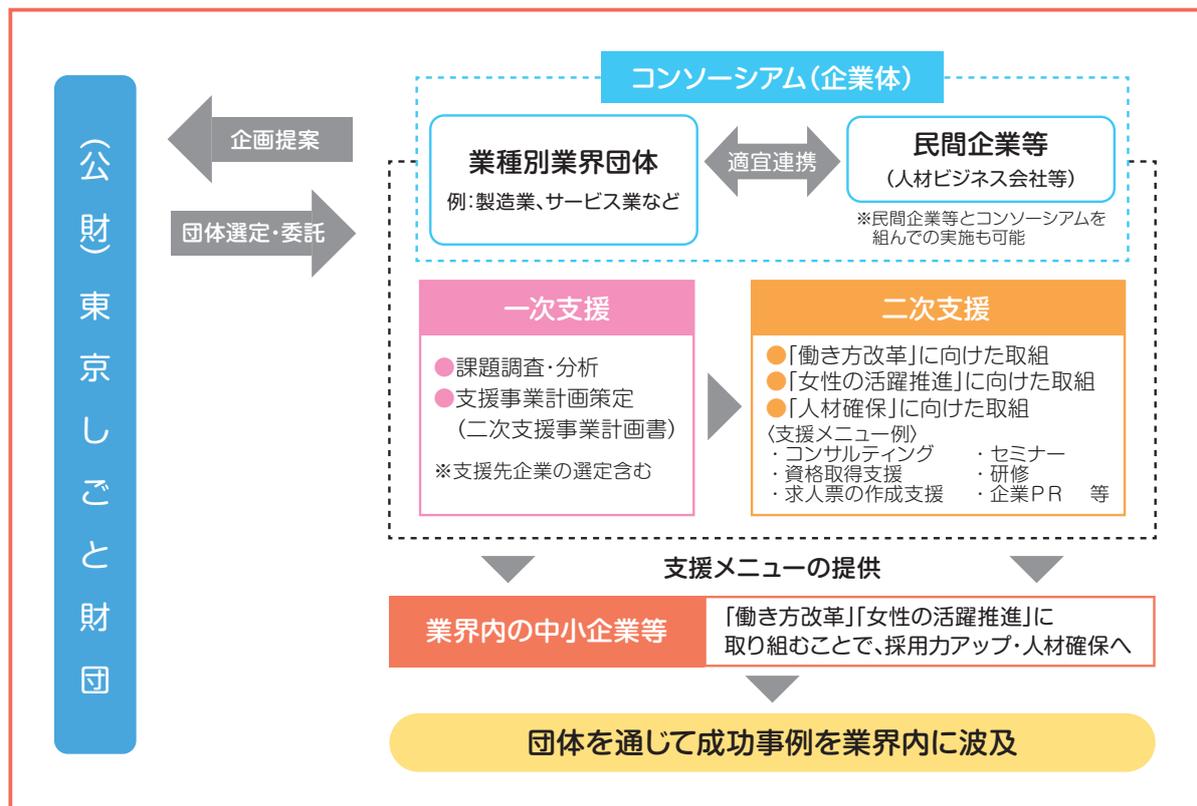
業界団体を通じて、中小企業の人材確保等を支援します！

団体別採用カスパイラルアップ事業

[実施期間：平成30～31年度の2か年]

[実施期間：令和元～2年度の2か年]

中小企業が「働き方改革」や「女性の活躍推進」の視点に立ち、人材確保等に取り組んでいくため、業界団体を通じてその取組を支援します。生産性の向上や働きやすい職場環境等を整備することにより、中小企業の採用力向上を図ります。



平成30～31年度委託先団体

- 東京都印刷工業組合
- 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合
- 東京都管工事工業協同組合
- (一社)東京ハイヤー・タクシー協会
- (一社)東京都産業廃棄物協会
- (一社)東京バス協会
- (一社)東京都情報産業協会
- (一社)日本在宅介護協会
- (一社)東京都トラック協会
- 日本デイサービス協会

※令和元～2年度委託先団体の公募は5月に終了しました。

お問い合わせ 企業連携係：TEL 03-5211-2395

企業による保育施設の設置を支援します!

ご利用
無料

育児中の女性等の活用を検討する中小企業等に対し、企業内保育施設設置相談窓口を設置するとともに、セミナーや見学会の実施、「企業主導型保育施設」の共同利用情報の提供により、企業による保育施設設置の支援を行っています。

1. 企業内保育施設設置相談窓口

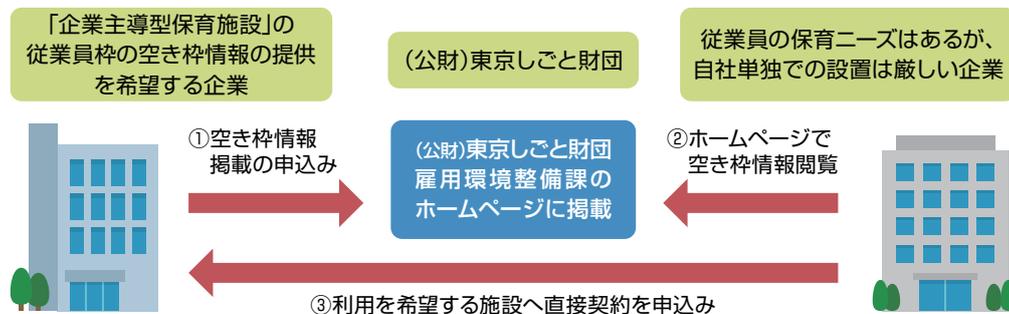
- 対象** 子育て中の社員が働きやすい職場環境づくりに向け、
都内に企業内保育施設設置を検討する中小企業等のご担当者
- 利用時間** 平日 9:00～17:00(12:00～13:00除く) ※土日祝日、年末年始は休業。
- 利用方法** 電話・来所・メール ※来所での相談は事前予約制です。相談日前日までにお電話でお申し込みください。
☎03-5211-2172 ✉hoiku-soudan@shigotozaidan.or.jp

★このほか、保育事業者による専門相談日を設けています。詳細は、下記ホームページをご覧ください。

🖥️ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/saiyo-sodan/hoiku-sodan.html>

2. 「企業主導型保育施設」の共同利用情報の提供

「企業主導型保育施設」は、複数の企業が共同で利用することができます。東京しごと財団では、都内の「企業主導型保育施設」の従業員枠の空き枠情報を募集し、ホームページで情報提供しています。



💡 ポイント

共同利用により、育児休業中の従業員が復職しやすくなります。また、共同利用契約施設を確保しているということは、優秀な人材の採用・確保にとって有効です。

詳細については、下記ホームページをご覧ください。

🖥️共同利用情報 <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/kyodo/index.html>

3. 保育施設設置に関するセミナー・企業見学会の開催

●保育施設設置支援セミナー

企業内保育施設設置の事例紹介や、国(内閣府)及び東京都の「企業主導型保育施設」設置に関する助成金制度等についてご説明します。(以下、セミナー例)

事業概要セミナー	助成金手続きセミナー
国(内閣府)の「企業主導型保育事業」の概要、東京都による支援制度、設置事例等をご紹介します。	国(内閣府)の「企業主導型保育事業」の具体的な助成金申請手続きや、申請の留意点等について解説します。

●企業見学会

企業内保育施設を設置している企業を訪問し、企業の経営者等から保育施設設置のメリットや運営における注意点等について聞くことができます。

4. 共同利用推進セミナー・共同利用マッチング会の開催

●共同利用推進セミナー

企業主導型保育施設や共同利用の仕組み、他の企業が設置した企業主導型保育施設を共同利用するメリットや好事例をご紹介します。

●共同利用マッチング会

共同利用先を募集中の都内の企業主導型保育施設と、都内の企業主導型保育施設の共同利用を検討中の企業とのマッチングの場を提供します。

★上記セミナー・企業見学会等はホームページよりお申込み可能です。

 [セミナー・企業見学会・マッチング会専用ホームページ](https://tokyo-shigoto.jp/kigyouhoiku/) <https://tokyo-shigoto.jp/kigyouhoiku/>

 [お問い合わせ](tel:03-5211-2172) 企業保育支援担当係：TEL 03-5211-2172

 [ホームページ](https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/seminar/hoiku.html) <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/seminar/hoiku.html>

「企業主導型保育施設」を整備する企業を応援します！

最大 **375万円** 支給
助成率 **3/4**

子育てをしながら働きやすい職場環境を整備する事業主を支援するため、東京都内において国（内閣府）の企業主導型保育事業により保育施設の整備に取り組む事業主に対し、その開設にあたり必要となる備品等の購入経費を助成します。

助成対象事業	助成の対象となる費用の例	設置する保育施設の定員数	助成限度額		
			通常備品分	多摩産材製備品購入上乗せ分	保育業務支援システム導入上乗せ分
1. 保育の提供のために必要な備品の整備	①事故防止に資する備品 安全柵・室内用安全マット 等 ②室内遊具 すべり台・クッション遊具・玩具 等 ③その他、保育活動に必要な備品 什器類（テーブル・椅子・ベビーベッド）・ 厨房用品類（調理器具）等	20名以下	75万円	25万円	75万円
		21～30名	90万円	27万円	90万円
		31～40名	100万円	30万円	110万円
2. 保育士の業務負担軽減に資する保育業務支援システムの導入	①保育業務支援システムの導入に係る初期費用 ソフトウェア購入費 等 ②保育業務支援システムの使用に必要な機器の購入費用 PC・タブレット・ルーター 等	41～70名	145万円	43万円	130万円
		71名以上	172.5万円	52.5万円	150万円
		助成率 3/4 <small>※平成31年度末までに支給を決定したもの</small>			

- 申請は1施設につき1回のみとなります。
- 単価1万円未満（税抜き価格）のものや、継続的な使用ができない消耗品類は対象となりません。また、企業主導型保育事業で助成対象となったものも対象になりません。
- 交付決定以前に購入された備品等は助成の対象外となります。
- クレジットカード、ポイント、手形、小切手等により支払われた場合は、助成の対象外となります。
- 多摩産材製備品とは、多摩地域の適正に管理された森林から生産されたことを多摩産材認証協議会によって産地証明された認証材を使用して製作された備品をいいます。

助成金の概要

- 助成対象事業者…… 国（内閣府）が実施する企業主導型保育事業（整備費）の助成の決定を受け、都内に「企業主導型保育施設」を設置する事業者
- 助成金申請……… 開設予定日の原則として3か月前までに申請
- 申請受付期間……… 令和2年3月24日（火）まで
※申請受付後、令和2年3月31日までに支給決定した経費については、限度額以内であれば助成率3/4で支給いたします。
- 申請受付時間……… 平日 9：00～17：00（12：00～13：00除く）
※土日祝日、年末年始は休業。

*本事業の詳細・支給要綱・申請様式などは、ホームページをご確認ください。



📞お問い合わせ 企業保育支援担当係：TEL 03-5211-2171

🌐ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/hoikujoseikin.html>

「テレワークのトライアル導入」 を応援します！

最大 **110万円** 支給
補助率 **10/10**

都が実施するテレワーク導入コンサルティングを終了した中堅・中小企業等を対象にテレワークのトライアル導入に対する補助金を支給します。

補助対象経費(①②いずれも取り組む必要があります)	補助率	補助金上限額
① テレワーク環境構築経費 ○東京都の「テレワーク導入プラン」ホームページより選定した、テレワーク環境を構築するための機器・関連ソフト等導入費用 ○モバイル端末等整備費用 ② 就業規則へのテレワーク制度整備費	10/10	従業員数300～999人の企業 110万円 従業員数100～299人の企業 70万円 従業員数100人未満の企業 40万円 ※いずれも制度整備費10万円を含む

●事業の流れ

①コンサルティングの実施

東京都が実施する以下のいずれかのコンサルティングを受けてください。

- ワークスタイル変革コンサルティング
<https://consulting.metro.tokyo.jp/workstyle/>
 - 業界団体連携によるテレワーク導入促進事業に採択された団体等が実施するコンサルティング
<https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/hatarakikata/telework/gyoukai/>
- 「テレワーク導入パッケージ提案書」を作成(テレワークの導入に必要なツール・機能が決定)

②導入機器の選定

東京都の「テレワーク導入プラン」ホームページより、導入する機器等を選定してください。

- 「テレワーク導入プラン」ホームページ
<https://www.telework-plan.metro.tokyo.lg.jp>
 ※「はじめてテレワーク」の補助対象となる、テレワークのトライアル導入に必要な商品・サービスのパッケージ等を紹介しています。
 →HPより「導入予定機器等一覧表」を出力

③はじめてテレワークの申請

東京しごと財団
はじめてテレワーク

「テレワーク導入パッケージ提案書」および「導入予定機器等一覧表」、その他申請に必要な書類を用意し、東京しごと財団まで申請してください。

環境構築、制度整備に対して最大110万円の補助金が支給されます。



補助金の概要

- 補助対象事業者…都が実施するテレワーク導入に向けたコンサルティングを受けた中堅・中小企業等で、以下の項目に該当する事業者が対象です
 - (1)都内に勤務している常時雇用する労働者を2人以上999人以下、かつ6ヶ月以上継続して雇用していること
 - (2)就業規則にテレワークに関する規定がないこと
 - (3)都が実施する「2020TDM推進プロジェクト」に参加していること
※その他にも要件あり
- 補助対象期間…支給決定日から3ヶ月以内
- 申請受付期間…令和元年5月29日(水)から令和2年3月31日(火)まで
※ただし、予算の全額が執行された場合は、その時点で終了となります。
- 申請受付方法…郵送または持参(平日9:00～17:00(12:00～13:00除く)) ※土日祝日、年末年始は休業。
※持参の場合は、事前に電話予約のうえお越しください。
※本事業の詳細、募集要項、申請様式などは、ホームページをご確認ください。

📞お問い合わせ テレワーク導入促進担当係：TEL 03-5211-1756

🌐ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/telework.html>

多様な働き方の実現に向けた
「テレワーク導入」を応援します！

各事業
最大 **250万円** 支給
助成率 **1/2**

男女ともに勤務時間や勤務場所を固定しない柔軟な働き方の実現を目指し、テレワーク導入に取り組む都内中堅・中小企業等に対し、職場環境の整備に係る費用を助成します。

助成対象	助成の対象となる費用の例	助成金上限・助成率
テレワーク機器導入事業 在宅勤務、モバイル勤務等を可能とする情報通信機器等の導入によるテレワーク環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● モバイル端末等整備費用 ● ネットワーク整備費用 ● システム構築費用 ● 関連ソフト利用料 ● 上記環境構築を専門業者に一括委託する経費 	限度額 250万円 (助成率 1/2)
サテライトオフィス利用事業 サテライトオフィスでのテレワーク導入に伴う民間サテライトオフィスの利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間サテライトオフィスの利用に係る経費 	限度額 250万円 (助成率 1/2)

活用例

家庭と仕事の両立のため在宅勤務を導入したい。
 → 在宅勤務用PCの購入やネットワーク環境の整備

外出時にオフィスに戻らず作業をしたい。
 → 民間のサテライトオフィスを利用したテレワーク導入



助成金の概要

- **助成対象事業者**…… 常時雇用する労働者が2名以上かつ999名以下で、都内に本社または事業所を置く**中堅・中小企業等**。 ※他要件あり
- **助成対象期間**…… 支給決定日以後、令和3年3月末日まで
- **申請書類提出希望日の事前予約期間**
 平成31年4月22日(月)から令和2年3月24日(火)まで
 (予約受付時間)平日 9:00～17:00(12:00～13:00除く) ※土日祝日、年末年始は休業。
 ※事前予約をされていない場合、申請書類の提出はできませんので、ご注意ください。
 ※予算の範囲を超えた場合は、事前予約期間でも受付を終了します。
- **申請書類提出期間**
 平成31年4月22日(月)から令和2年3月31日(火)まで
 (書類受付時間)平日 9:00～16:00(12:00～13:00除く) ※土日祝日、年末年始は休業。
 *本事業の詳細・募集要項・申請様式などは、ホームページをご確認ください。

📞お問い合わせ 職場環境整備担当係：TEL 03-5211-2397

🌐ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/joseikatsuyaku.html>

「女性の職域拡大」を目的とした
職場環境の整備を応援します!

最大 **500万円** 支給
助成率 **2/3**

女性の職域拡大等を目的として、女性の割合が少ない職種等に積極的に女性を新たに採用・配置する計画のある都内中小企業等に対し職場環境の整備に係る費用を助成します。

助 成 対 象	助成の対象となる費用の例	助成金上限・助成率
<p>女性の新規採用・ 職域拡大を 目的とした設備等の整備</p> <p>※女性が少ない職種等に 新規に採用計画がある 都内中小企業等が対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● トイレ ● 更衣室 ● 休憩室 ● シャワー室 ● 仮眠室 ● ロッカー(原則女性更衣室に設置) ● ベビールーム (子ども連れで出勤した場合の授乳・オムツ替えなどのスペース) ● 工事現場に設置される仮設トイレ 等の整備費用 	<p>限度額 500万円 (助成率 2/3)</p>

活 用 例

技術職や営業職に女性を採用したいが、女性のための専用設備がない。

→女性専用トイレ・更衣室の整備

女性の工事作業員の応募をかけても採用に至らない。

→女性専用仮眠室・シャワー室の整備



助成金の概要

- **助成対象事業者**…… 常時雇用する労働者が2名以上かつ300名以下で、都内に本社または事業所を置く**中小企業等**。 ※他要件あり。
 - **助成対象期間**…… 支給決定日以後、令和3年3月末日まで
 - **申請書類提出希望日の事前予約期間(電話予約)**
平成31年4月22日(月)から令和2年3月24日(火)まで
(予約受付時間)平日 9:00～17:00(12:00～13:00除く) ※土日祝日、年末年始は休業。
※事前予約をされていない場合、申請書類の提出はできませんので、ご注意ください。
※予算の範囲を超えた場合は、事前予約期間でも受付を終了します。
 - **申請書類提出期間(持参提出)**
平成31年4月22日(月)から令和2年3月31日(火)まで
(書類受付時間)平日 9:00～16:00(12:00～13:00除く) ※土日祝日、年末年始は休業。
- * 本事業の詳細・募集要項・申請様式などは、ホームページをご確認ください。

📞お問い合わせ 職場環境整備担当係：TEL 03-5211-2397

🌐ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/joseikatsuyaku.html>

育児休業を取りやすい環境
づくりを応援します!

*働くママコース 定額 **125万円** 支給
*働くパパコース 最大 **300万円** 支給

従業員の就業継続や男性従業員の育児休業取得を推進する企業を支援します。

1. 働くママコース

従業員に1年以上の育児休業等を取得させ、就業継続を可能とする環境整備を行った企業に奨励金を支給します。

対象企業	環境整備要件	奨励金額
以下の従業員が在籍する 都内中小企業等 (従業員要件) 子が1歳に達するまでに育児休業等を開始し、1年以上取得した後、平成31年4月1日以降に原職等に復帰し、復帰後3か月以上継続雇用されている、都内在住の従業員がいること。 ※経過措置として、平成30年11月2日～平成31年3月31日までに原職等に復帰し、3か月以上継続雇用された後、申請期間となる2か月以内であれば、本奨励金の対象とすることができます。	対象企業において、以下の①～③の取組を実施していること。 ①育介法に定める取組を上回る、以下のいずれかの制度を平成31年4月1日以降に就業規則に定めていること。 ・育児休業等期間の延長 ・育児休業等延長期間の延長 ・看護休暇の取得日数上乘せ ・時間単位の看護休暇導入 ・育児による短時間勤務制度の利用年数の延長 ※経過措置に該当する場合は平成30年5月15日以降に整備したこととします。また平成30年以降に本奨励金の支給決定を受けた場合、その制度整備が継続されていることをもって本要件を満たします。 ②テレワーク制度を就業規則に定めていること。 ③復帰するまでの間に当該従業員に対して、復帰支援の面談を1回以上、復帰に向けた社内情報・資料の提供を定期的に行ったこと。	定額 125万円

2. 働くパパコース

男性従業員に育児休業等を取得させ、育児参加を促進した企業に奨励金を支給します。

対象企業	奨励金額
以下の従業員が在籍する都内企業等 (従業員要件) 平成31年4月1日以降に育児休業等を開始し、連続15日以上取得した後、原職等に復帰し3か月以上継続雇用されている都内在住の男性従業員がいること。 ※経過措置として、平成30年5月15日以降に育児休業等を開始し、平成30年11月2日以降原職等に復帰し、3か月以上継続雇用された後、申請期間となる2か月以内であれば、本奨励金の対象とすることができます。	25万円 (育児休業等連続15日取得の場合) 以降15日ごとに25万円加算 上限 300万円

助成金の概要

- 申請受付期間…………… 原職等復帰後3か月経過後2か月以内
または令和2年3月31日(火)のいずれか早い日
※予算の範囲を超えた場合は、申請受付期間内でも受付を終了します。
 - 申請受付時間…………… 平日 9:00～17:00(12:00～13:00除く)
※土日祝日、年末年始は休業。
- *本事業の詳細・募集要項・申請様式などは、ホームページをご確認ください。



📞お問い合わせ 育児休業促進支援担当係：TEL 03-5211-2399

🌐ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/papamamaikukyusyutoku.html>

介護休業を取りやすい
環境づくりを応援します！

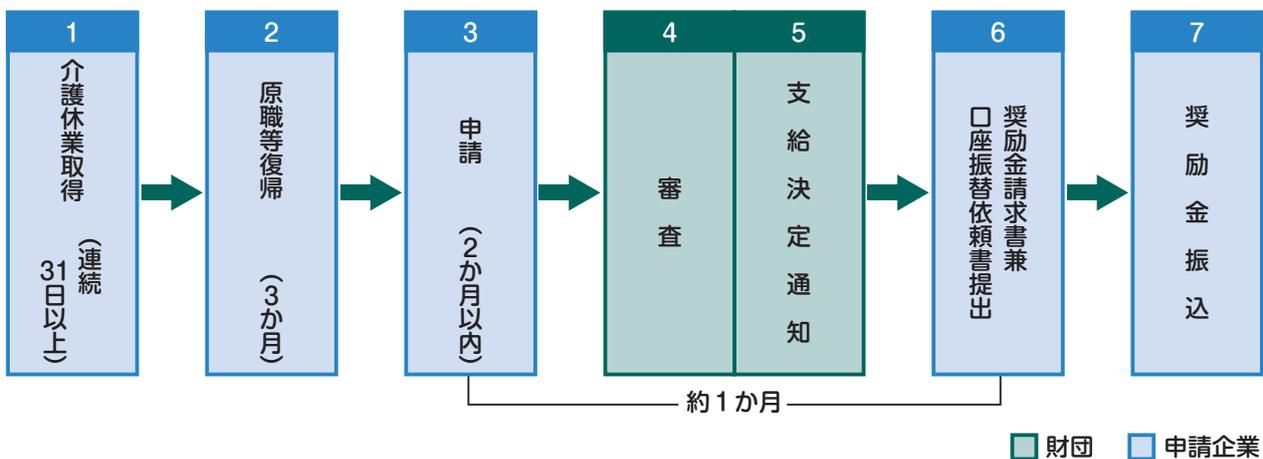
奨励金額定額 **50万円** 支給

従業員の介護休業取得を推進する企業を支援します。

従業員に連続する31日以上介護休業を取得させ、就業継続を可能とする環境整備を行った企業に奨励金を支給します。

対象企業	環境整備要件	奨励金額
以下の従業員が在籍する 都内中小企業等 (従業員要件) 令和元年5月15日以降、介護休業を開始し、連続31日以上取得した後、原職等に復帰し3か月以上継続雇用されている、都内在住の従業員がいること。	対象企業において、以下の①～②の取組を実施していること。 ①育介法に定める取組を上回る、以下のいずれかの制度を令和元年5月15日以降に就業規則に定めていること。 ・介護休業期間の延長 ・介護休業取得回数の上乗せ ・介護休暇の取得日数の上乗せ ・時間単位の介護休暇導入 ②テレワーク制度を就業規則に定めていること。	定額 50万円

●申請の流れ



助成金の概要

- 申請受付期間…………… 原職等復帰後3か経過後2か月以内
または令和2年3月31日(火)のいずれか早い日
- 申請受付時間…………… 平日 9:00～17:00(12:00～13:00除く)
※土日祝日、年末年始は休業。

*本事業の詳細・募集要項・申請様式などは、ホームページをご確認ください。



📞お問い合わせ 育児休業促進支援担当係 「介護休業取得応援事業」窓口：TEL 03-5211-2399

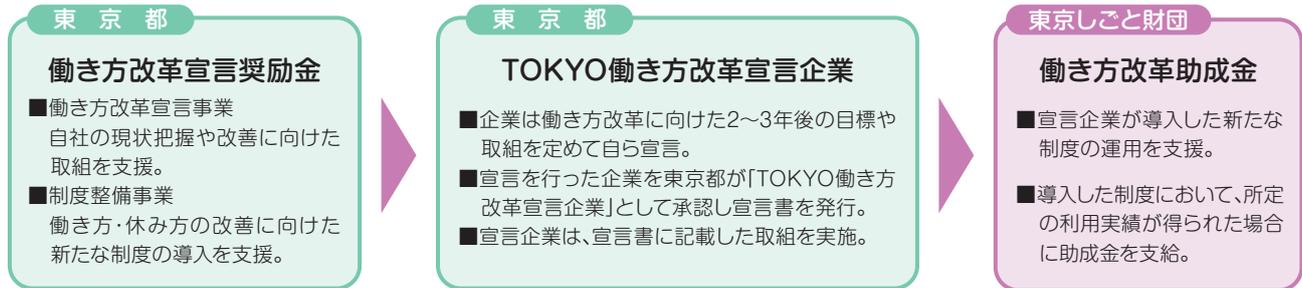
🌐ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/kaigo.html>

「TOKYO働き方改革宣言企業」を支援します!

最大40万円

東京都は「TOKYO働き方改革宣言企業」制度を創設し、長時間労働の削減や年次有給休暇等の取得促進に向けた取組を推進しています。そこで、当財団では「TOKYO働き方改革宣言」を行った企業等(宣言企業)に対して、働き方・休み方の改善(働き方改革)への取組を支援します。

●「TOKYO働き方改革宣言企業」制度概要



1. 働き方改革助成金

宣言企業が新たに導入した制度について、計画期間中に助成要件を満たした利用実績があった場合に、助成金を支給します。

助成対象の制度		助成金上限
働き方の改善	<ul style="list-style-type: none"> フレックスタイム制度 在宅勤務制度 週休3日制度 短時間勤務制度 勤務間インターバル制度 テレワーク制度 時差出勤制度 	最大40万円 (1制度の利用に対して10万円)
休み方の改善	<ul style="list-style-type: none"> 業務繁忙に応じた休業日の設定 連続休暇制度 年次有給休暇の計画的付与制度 リフレッシュ等休暇制度 記念日等有給休暇制度 柔軟に取得できる夏季休暇制度 時間単位での年次有給休暇制度 	

助成金の概要

- **助成金対象事業者**…「TOKYO働き方改革宣言企業」に承認された**中小企業等**であり、次のいずれかに該当すること。(都内に勤務する常時雇用する労働者を2名以上、かつ、6か月以上継続雇用していること)
※中小企業等とは、常時雇用する労働者が300人以下の企業等です。
 - (1) 働き方改革宣言奨励金の制度整備事業を実施していること。
 - (2) TOKYO働き方改革宣言企業の承認決定後3か月以内に、新たに「奨励金の制度整備事業の要件を満たす制度整備」を実施していること。 ※他要件あり。
- **事業の流れ**……………
 - ①助成金の申請：宣言企業の承認決定から3か月以内に申請
 - ②助成事業の実施：支給決定後、申請した計画期間内で対象の制度を運用
 - ③実績報告：利用実績の確認後、助成金支給額を決定
- **申請受付時間**…………… 平日 9:00 ~ 16:00(12:00 ~ 13:00除く) ※土日祝日、年末年始は休業。

※本事業の詳細・募集要項・申請様式などは、ホームページをご確認ください。

2 専門家による巡回・助言 (宣言後の取組をフォローアップします。)

専門家が宣言企業を訪問して、宣言後の取組状況を確認し、働き方・休み方の改善に関する助言を行います。

📞お問い合わせ 事業推進係：TEL 03-5211-2396

📄制度の詳細
について

TOKYO働き方改革宣言企業：<https://hatarakikata.metro.tokyo.jp/>

働き方改革助成金：<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/boshu/hatarakikata.html>

公益財団法人
東京しごと財団
Tokyo Foundation for Employment Services

雇用環境整備課

東京しごと財団 雇用環境整備課

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/>

雇用環境整備課

検索



業務時間 平日 9:00~17:00
(土日祝日、年末年始(12/29~1/3)は休業)
※ご来所の際は、事前にご連絡ください。

TEL 03-5211-2395

所在地 〒101-0065
東京都千代田区西神田3-2-1
住友不動産千代田ファーストビル南館5階

アクセス ・「九段下駅」5番出口より徒歩4分
・「神保町駅」A2出口より徒歩5分
・「水道橋駅」西口より徒歩9分
・「東京しごとセンター」から徒歩7分



公正な採用選考のために

東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。
詳細は、TOKYOはたらくネット(<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>)をご覧ください。

個人情報の取り扱いについて

公益財団法人東京しごと財団では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」及び関係諸法令等の遵守徹底を図るとともに、個人情報を適切かつ安全に取り扱うため、個人情報保護基本方針を制定しています。個人情報の取り扱いの詳細はホームページ(<http://www.shigotozaidan.or.jp/>) または、窓口でご確認ください。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

令和元年5月発行